

S N S を通じた啓発広告の配信業務委託 企画提案競技実施要領

1 目 的

S N S を通じて、消費者被害防止を始めとした消費者教育に係る啓発広告を配信することにより県民に注意を促し、消費者被害の未然防止を図る。

当該委託業者の選定については、消費者被害への関心が低い潜在層にも訴求できる広告を制作するとともに、適切な配信管理ができる業者を募るため公募による企画提案競技を行う。

2 委託業務の内容

- (1) 契 約 者 埼玉県知事（埼玉県県民生活部消費生活課）
- (2) 業 務 名 S N S を通じた啓発広告の配信業務委託
- (3) 業 務 内 容 別紙「S N S を通じた啓発広告の配信業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託上限額 2, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
※本事業の契約に係る上限額であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。
- (5) 委 託 期 間 契約日から令和9年3月19日まで

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」に格付けA又はBで登録されている者であること。
- (2) 過去5年間（令和3年度以降）に本業務の契約金額と同等規模以上のWeb広告業務の契約履行実績を有している者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (5) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成25年4月1日）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 募集要領のホームページ公開日から契約者決定までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年8月20日）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (9) 本業務の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。

4 選定方法

- (1) 公募型のプロポーザル方式とする。
- (2) 「本実施要領」及び「業務委託仕様書」に基づき、企画提案書等関係書類を提出すること。
プレゼンテーションは行わない。

5 スケジュール

実施要領掲載	令和8年7月16日（木）
質問受付	令和8年7月16日（木）から7月23日（木）午後3時まで
質問回答	令和8年7月28日（火）
参加申請書提出期限	令和8年8月7日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年8月20日（木）午後1時まで
審査結果発表	9月上～中旬

6 質問事項の受付及び回答

当該企画提案競技に質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年7月16日（木）から7月23日（木）午後3時まで

(2) 受付方法

ア SNSを通じた啓発広告の配信業務委託企画提案競技に関する質問書（別紙様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。

イ メールの件名は、【事業者名】SNS広告配信業務提案に関する質問とすること。

ウ 提出先アドレスは、a2930-02@pref.saitama.lg.jpとする。

エ 電話等による質問は受付けないので注意すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問事業者名を伏せて令和8年7月28日（火）にホームページ上に掲載する。

7 企画提案競技参加表明

本企画提案競技に参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づきあらかじめ参加表明を行うものとする。

(1) 提出期限

令和8年8月7日（金）

(2) 提出方法

ア SNSを通じた啓発広告配信業務委託に係る企画提案競技参加申請書（別紙様式2）に記入の上、電子メールで提出すること。

イ メールの件名は、【事業者名】SNS広告配信業務委託参加申請とすること。

ウ 提出先アドレスは、a2930-02@pref.saitama.lg.jpとする。

エ 必ず、電話によるメールの到着確認をすること。

8 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書の取扱い

ア 企画提案書は、1提案者につき1提案に限る。（複数の提案は不可）

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

オ 本企画提案に係る説明会は開催しない。

(2) 提出期限

令和8年8月20日（木）午後1時まで

(3) 提出書類

ア SNSを通じた啓発広告配信業務委託企画提案書（別紙様式3）

- ・ 法人所在地、代表者名等必要事項を記入すること。

イ 提案内容等（様式自由）

- ・ 具体的な企画案
 - ＊ 配信方法、表示場所、課金方法等を明示し、それらに係る狙い、効果等を記載すること。
 - ＊ 目標インプレッション数（20万回／月以上に設定すること）を示すこと。
 - ＊ 業務スケジュール
 - ＊ 業務実施体制
 - ＊ 自社のPRできる事項、本業務に活用できる過去の実績
 - ＊ その他必要と思われる事項

ウ ディスプレイ広告デザイン

- ・ 別添「SNSを通じた啓発広告配信業務委託 企画提案競技用ディスプレイ広告デザイン作成テーマについて」に基づき、ディスプレイ広告のサンプルを作成・提示する。（複数案の提示も可とする）

エ 見積書（様式自由）

- ・ 積算内訳として「ディスプレイ広告作成代」「広告配信代」「管理費」等の各項目を記載すること。
- ・ 「ディスプレイ広告作成代」については著作権上、二次利用ができるものとして計上すること。（仕様書案「6 成果品・報告書の提出等の（3）権利の帰属」参照）
- ・ 宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。
- ・ 金額は、消費税及び地方消費税を明記し、それらを加えた合計金額とする。

オ 類似業務実績調書（別紙様式4）

- ・ 過去5年以内（令和3年度以降）に、国や地方公共団体、民間企業等と本事業と同等規模以上のWeb広告業務の契約履行実績を有することが確認できる書類を添付すること。

カ 法人の事業概要が分かる書類（任意様式）

- ・ 法人の事業概要が分かるもの（パンフレット等）を提出すること。

キ 納税証明書（法人税、消費税等）

（4） 提出方法

「11 書類の提出先及び問合せ先」宛に電子メールで提出すること。送信後、当日中に必ず電話で到着確認をすること。

データの容量が大きい場合は、分割送付又は事前相談の上、別途指示する方法で提出すること。

9 契約候補者の選定

- （1）埼玉県が設置する契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により企画提案の内容を審査する。
- （2）選定委員会において、企画提案書及びその他提出書類を提案内容、業務実施能力、見積額等を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約候補者に決定する。
なお、審査基準による審査の結果、一定基準以下の場合は契約候補者として選定しない。
- （3）企画提案書を提出した者が1者の場合は選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、契約候補者として選定する。
- （4）県は、契約候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該契約候補者から改めて見積書を徴取し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- （5）契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3応募資格」を満たさなくなった時、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、選定委員会において次点だったものを新たな契約候補者とする。

10 留意事項

- (1) 企画提案書の提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案競技に係る提出書類は返却しない。
- (3) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (4) この要領に定める事項以外については、選定委員会で決定する。
- (5) 本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。
 - ア 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
 - イ 参加した全事業者名（ただし、契約候補者以外は仮称）
 - ウ 審査基準に係る審査項目
 - エ 全事業者の得点又は契約候補者の選定順位に係る評価数値

11 書類の提出先及び問合せ先

埼玉県県民生活部消費生活課 総務・企画調整担当

電話 048-830-2941

e-mail a2930-02@pref.saitama.lg.jp